

岐阜県公報

目 次

規 則

岐阜県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

(私学振興・青少年課)

一頁

号 外 (二) 平 成 三 十 年 三 月 二 十 二 日

規 則

岐阜県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十二号

岐阜県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県青少年健全育成条例施行規則(昭和三十六年岐阜県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項中「第三十一条の二第二項」を「第三十一条の二」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第二項を削る。

第十条の三に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、条例第三十一条の三第四項において読み替えて準用する同条第一項の規定で定める正当な理由について準用する。この場合において、第一項第一号及び第二号中「フィルタリングサービスを利用する」とあるのは、「フィルタリング有効化措置を講ずる」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週

(火曜日)

発 行

(休日) (休日に当たる) (ときは翌日)

平成三十年三月二十二日

平成三十年三月二十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社